

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に  
対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令  
を廃止する等の省令案に係る意見書

2011年（平成23年）11月16日

日本弁護士連合会

【意見】

1 改正内容（1）について

今般、東京電力福島第一原子力発電所での作業員の被ばく上限を年間250ミリシーベルトから100ミリシーベルトに戻したことは、当然の措置である。

そもそも電離放射線障害防止規則上、放射線作業従事者の線量限度は5年間で100ミリシーベルト、年間50ミリシーベルトとされており、国際放射線防護委員会（ICRP）も、緊急時の被ばく上限を年間100ミリシーベルトと勧告していたものであり、そもそも厚生労働省が被ばく上限を年間250ミリシーベルトと設定すること自体に理由がなかった。

2 改正内容（2）について

今般の被ばく上限の改正にあっても、一部の労働者については、専門性を重視し、2012年（平成24年）4月30日までは年間250ミリシーベルトする方針を維持するとのことである。

労働者の健康を守る観点からは、このような例外的措置に合理的理由を見出すことはできない。また、専門性を誰がどのように判断するのかが明確でないため、例外的措置が恣意的に拡大する危険もある。したがって、このような例外的措置をとるべきではない。

3 その他

もとより原子力発電所での作業は放射線被ばくの危険を伴うものであり、特に現在の事故の収束に向けた作業ではその危険は極めて大きい。このような作業に当たる労働者の健康を守るため、被ばく上限を戻した後も、既に退職した者も含めてこれまでに作業に従事した労働者の厳格な被ばく管理とその後の健康管理が必要不可欠であることはいうまでもない。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための  
電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令案  
に係る意見募集について

平成 23 年 11 月 15 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）に基づく放射線による労働者の健康障害の防止については、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福一原発」という。）における災害の状況に鑑み、原子力災害の拡大を防止し、国民の安心を得るために、特にやむを得ない場合であるとして、東電福一原発において緊急作業に従事する労働者の被ばく限度については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 23 号。以下「特例省令」という。）の規定により、100 ミリシーベルトから 250 ミリシーベルトに引き上げていました。

しかしながら、東電福一原発における応急の作業の進捗により、原子力災害の拡大（敷地外への異常な放射性物質の放出）を防止するための作業が限定されてきたことから、11 月 1 日に、特例省令の一部を改正（平成 23 年厚生労働省令 133 号）し、緊急作業時の被ばく限度について 250 ミリシーベルトを適用する作業を限定するための改正を行いました。

現在、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面のロードマップ（改訂版）」（平成 23 年 10 月 17 日原子力災害対策本部政府・東京電力統合対策室）において示されている原子炉が安定的な冷温停止状態を達成するための工程であるステップ 2 の終了が本年中に予定されていることから、その終了時に、特例省令を廃止するための所要の改正を行います。

つきましては、別添の改正概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

なお、提出していただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

## 記

### 1 意見公募期間

平成 23 年 11 月 15 日（火）から平成 23 年 11 月 21 日（月）まで（必着）

### 2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」

欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

### 3 御意見の提出方法

御意見をまとめ、件名を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令案に係る意見」として電子メール、郵送又はFAXにて御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

- 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）  
メールアドレス：denrisoku@mhlw.go.jp
- 郵送の場合  
住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課あて
- FAXの場合  
FAX番号：03-3502-1598  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課あて

### 4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及び所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。

# 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための 電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令案の概要

## 1 改正内容

(1) 緊急作業時の被ばく限度について、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合（※）に 250 ミリシーベルトとする特例省令を廃止すること。

（※）原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の①又は②に該当する作業を行う場合（平成23年11月1日厚生労働省告示第425号）

- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能が著しく低下又は喪失した場合に、当該機能を復旧するための作業
- ② 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能が著しく低下又は喪失した場合に、当該機能を復旧するための作業

（注） 本告示については、特例省令の廃止の日に廃止する。

(2) 経過措置として、特例省令の一部を改正した際現に東電福一原発において緊急作業に従事していた者のうち、特例省令の廃止の日において、当該緊急作業に従事する間に受けた実効線量が100ミリシーベルトを超える者で、原子炉施設の冷却機能の維持等の作業（※1）に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有する者であるため後任者を容易に得ることができない者（※2）については、平成24年4月30日までの間、その被ばく限度を250ミリシーベルトとすること。

（※1）原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において次の①又は②に該当する作業を行う場合。

- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能を維持するための作業
- ② 放射性物質の放出を抑制する機能を維持するための作業

（※2）想定されるのは東京電力の社員約50人

## 2 施行日

パブリックコメント手続及び関係審議会に対する諮問等を経た後、ステップ2の終了の日に公布・施行する予定。